

平成28年熊本地震により被害を受けられた方の 申告書作成に必要な書類等について

◎ 必要書類

- 令和元年分の源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
事業所得や不動産所得などがある方は、青色申告決算書又は収支内訳書を作成してお持ちください。
- 利用者識別番号と暗証番号が分かるもの（過去に e-Tax を利用された方）
「利用者識別番号等の通知」、「ID・パスワード方式の届出完了通知」など
- 本人確認書類
例1）マイナンバーカード
例2）通知カード＋運転免許証や公的医療保険の被保険証など
- 平成28、29、30年分の申告書等の控え
※平成28、29、30年分の確定申告をされた方のみ
平成28、29、30年分の確定申告において雑損控除の申告をされた方のうち、控除しきれなかった雑損控除の額（雑損失の金額）がある方は、申告書等の控えをお持ちいただくと、申告書の作成がスムーズに行えます。



また、申告する内容によって次の書類が追加で必要となります。

◎ 令和元年中に支払った損壊した住宅等の取壊し費用や、被災した住宅等の原状回復などを行い「災害に関連するやむを得ない支出」（災害関連支出）がある方

- ⇒ 令和元年中に支払った被災した資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの（領収書、請求書、見積書など）
※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください。

◎ 平成28、29、30年分の確定申告において「雑損控除」や「災害減免法」などの所得税の軽減又は免除を受けられていない方のうち、所得税の軽減等が受けられると見込まれる方

⇒ 次のとおり。

被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積が分かるもの (売買(請負)契約書、登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産税課税明細書など)
被害を受けた家財・車両の取得時期、取得価額が分かるもの (売買契約書、領収書など)
被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの (領収書、請求書、見積書など) ※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください。
被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額が分かるもの (支払通知書、通帳の写しなど) ※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください。
り災証明書(発行を受けている場合のみ、コピーでも可)
生計を一にする親族に平成28年分の所得金額が38万円超の方がいる場合には、その方の平成28年分の所得金額が分かる書類 (平成28年分の申告書の控え、青色申告決算書・収支内訳書の控え、源泉徴収票など)
平成28、29、30年分の確定申告を行っていない場合は、平成28、29、30年分の源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類(上記書類を含む。) 事業所得や不動産所得などがある方は、青色申告決算書又は収支内訳書を作成してご持参ください。